(趣旨)

第1条 市長は、小・中学校のクラブ・部活動の強化発展を図るため、大会に出場する経費について、山武市補助金等交付規則(平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、県大会を超える大会に出場する場合とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の大会に要する費用とし、査定経費のうち予算の 範囲内において補助する。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

- **第5条** 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、 速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、小・中学校クラブ・部活動大会出場計画変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金実績報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第16条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、小・中学校クラブ・ 部活動大会出場補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第17条の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金概算払請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の山武町立小・中学校クラブ・部活動大会出場補助 金交付要綱(平成8年山武町告示第55号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示 の相当規定によりなされたものとみなす。